

保存版

令和8年6月1日

保護者の皆様

大津市立和邇小学校
校長 澤村 幸夫

特別警報、**危険警報**及び暴風警報発令等非常変災時の措置について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校教育に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特別警報、**危険警報**及び暴風警報発令等、非常変災時における登下校については、下記の通り行いますので、目のつくところに掲示し、保存していただくようお願いいたします。

記

★気象

1 「**暴風を含む警報**」及び「**特別警報**」「**危険警報**」発令時における措置

＜臨時休業＞

* 午前7時時点において、大津市北部または大津市北部を含む地域に「**暴風を含む警報**」「**特別警報（警戒レベル5）**」「**危険警報（警戒レベル4）**」の警報が発令中の場合は、**臨時休業**といたしますので、**登校させないでください。**

（テレビ、ラジオ、インターネット等の**気象情報**でご確認ください。）

＜緊急集団下校（集団登校の班ごとに分かれ、途中まで教師が引率して下校）＞

* 登校後、上記の警報が発令された場合には、通学路等の状況を勘案のうえ、授業を切り上げ「**緊急集団下校**」の措置をとります。発令が予想されるときは、前日に下記の内容についてご留意ください。緊急集団下校を行うときには、**tetoru 配信**でお知らせします。

- ・児童クラブに入っている児童は基本的に児童クラブに行きますが、家に帰らせる場合は、児童クラブに連絡しておくとともに担任にもお知らせください。
- ・お子様にどこに帰るかを伝え、通常とは下校先が変わるときには、必ず担任にご連絡ください。
- ・子どもだけにならないように、家族か誰かに在宅していただくようお願いします。

* 上記の警報発令前であっても、発令が必至と判断される場合には、臨時休業および終業時刻の繰り上げ措置をとる場合があります。

2 「**暴風を含む警報**」及び「**特別警報**」「**危険警報**」解除における措置

午前7時までに、上記の警報が解除された場合は、原則として、登校させていただきます。ただし、通学路の状況が危険と判断される場合は、児童を待機させ、始業時間の繰り下げまたは臨時休業等の措置をとる場合があります。その際は **tetoru 配信**でお知らせします。

3 **警戒レベル3**のその他の警報(大雨、氾濫、土砂災害、大雪等の警報)

警戒レベル3のその他の警報(大雨、氾濫、土砂災害、大雪等の警報)については、**臨時休業の措置はとりません**ので、安全を十分確認の上で平常通り登校させていただきます。

★地震、武力攻撃事態等

1 大地震

前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が休日の場合は該當時刻）に発生した地震により、大津市内に震度5弱以上を観測した場合は、臨時休業とします。ただし、状況を判断し、休業しないこともあります。連絡は [tetoru 配信にて](#) お知らせします。

2 武力攻撃

前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が休日の場合は該當時刻）に大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報が市民に伝達された場合は、臨時休業とします。状況を判断し、休業しないこともあります。連絡は [tetoru 配信にて](#) お知らせします。

3 熱中症

- ・「暑さ指数」が31度以上の場合は、空調設備のある場所で活動します。野外での活動は中止します。
- ・空調施設がない場所での活動で、「暑さ指数」が28度以上31度未満の場合は、水分補給や健康観察に留意して活動をします。激しい運動は行いません。

◎ その他

急に臨時休業になった翌日については、学校から tetoru 配信等特別の連絡がない限り、時間割通りの学習準備をして登校させてください。